

## 本会議議案討論 2009年5月29日 前窪義由紀(日本共産党・宇治市及び久御山町)

日本共産党の前窪義由紀です。議員団を代表して、ただいま議題となっています議案12件について、第11号議案及び第12号議案に反対し、他の10件に賛成する立場から討論を行います。

まず、第1号議案 一般会計補正予算については、抗インフルエンザウイルス薬の安定確保及び発熱外来設置医療機関への支援であり賛成するものです。

新型インフルエンザの発生以来、京都経済に深刻な影響が出ています。観光関連をはじめ各界の経済団体等から、収入減に伴う緊急の経済支援を求める要望が、国や京都府、関係自治体に強く寄せられています。わが党議員団も知事に申し入れましたが、本府として緊急の実態把握を行うとともに、さらに踏み込んだ経済対策を講じるよう要望しておきます。

次に、第11号議案 京都府府税条例の一部を改正する専決処分について承認を求める件についてです。

地方税法の改定により、上場株式等の配当・譲渡益に対する軽減税率が3年間延長されました。

大資産家優遇との批判もあり、昨年の改定で、09年1月1日から、配当は100万円以下の部分、譲渡益は500万円以下の部分のみを10%の軽減税率とし、11年1月1日からは20%の本則に戻す、としていたものを、今回10%軽減税率を復活・延長することになりました。

国の税制改定に伴う条例改正ではありますが、本府の減収は数億円に上ります。よって大資産家を優遇する証券優遇税制が盛り込まれている本議案に反対するものです。

次に、第12号議案 職員の給与等に関する条例改正等一部改正の件についてです。

人事院の勧告を受けて、京都府人事委員会は5月15日、「府職員の6月支給の期末・勤勉手当について、暫定的な措置として、0、20月分の支給を当面凍結することが適当」との勧告を行いました。人事委員会の凍結勧告をしていない県が11県もあるなか、あえて勧告を出した本府人事委員会の姿勢は、国・人事院に追随するものだと言わなければなりません。

そもそも、国家公務員の特別給は、毎年5月から実施される職種別民間賃金実態調査において、前年の8月からその年の7月までの1年間に、民間企業で支払われた一時金の実績を精確に把握し、官民格差を算出したうえで決めてきました。ことし6月の夏季一時金はすでに昨年の人事院勧告で決まっています。景気の影響で民間の夏季一時金がカットされた年は、12月の冬季一時金で調整してきたわけでありませぬ。

ところが、人事院は突然、1ヶ月前に調査し、夏季一時金を事実上、削減する勧告を5月1日メーデーの日に行いました。これは、いままでのルールを一方的に踏みにじるもので、道理がなく容認で

きません。

調査のずさんさという点でも問題です。

人事院の調査は、対象企業が従来の5分の1で対面調査は行われていません。しかも、民間企業で一時金の労使交渉が妥結した企業は1割にすぎません。

人事院自らが「データ確保の精確性等の不確定要素がある」と認めるように、勧告制度が持つ精確性を損なうことは明らかです。

本府人事委員会の調査でも、調査対象企業数は677社、調査実施企業数は200社、そのうち調査完了企業数は172社であり、調査時点での妥結済み企業は35社にすぎません。まさに精度が問われるものです。

一時金の削減が社会的に与える影響という点でも重大です。

今回の条例改正で、本府の行政職、警察官、教員で約8万円から9万円の減額になり、その総額は26億4千万円に上ります。また、本府の凍結措置が、府の職員を基準にして今後決定しようとしている福祉施設など、民間の夏季一時金の引き下げを招くことは明らかです。

いま、深刻な景気悪化の中で外需だのみから、内需主導の経済対策に切り替えるために、国民の家計を応援する政治こそ求められています。しかし、政府の対応は消費税増税付きの選挙目当てのバラマキを行う一方で、労働者のふところを冷え込ませる一時金の引き下げを行っています。これでは国民の暮らしも経済の立て直しもできません。

本府の措置も、広範な労働者の収入に直接・間接に打撃を与え、未曾有の不況の上に、新型インフルエンザで深刻さを増している京都経済に追い打ちをかけるもので、知事が強調する京都温め予算に逆行するではありませんか。

また、今回の措置は、労働基本権制約の「代償措置」としての人事院・人事委員会の中立・公平な第三者機関という立場を投げ捨てるものであり、新型インフルエンザ対応等、第一線で奮闘している職員、警察官、教員などの志気をもそぐものです。

以上指摘し、本議案に反対するものです。

これで私の討論を終わります。ご清聴ありがとうございました。